

定 款

株式会社ディスラプターズ

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社ディスラプターズと称し、英文では、Disruptors Inc. と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社（外国会社を含む）その他の法人等の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理することおよびこれに関連または附帯する一切の事業を営むことを目的とする。

- 1) IT システムを利用した各種情報提供サービス
- 2) IT システムを利用した市場調査、広告及び宣伝等の受託
- 3) IT システムの企画、制作及び運営
- 4) IT システムの企画、開発、保守、技術指導に関する業務並びに代理業務
- 5) 有料職業紹介事業及び労働者派遣事業
- 6) 広告、宣伝に関する企画並びに制作・販売
- 7) 広告代理業
- 8) IT システムに関するコンサルティング業
- 9) 不動産の保有、売買、賃貸、交換、分譲、管理、斡旋及びその仲介又は代理業
- 10) 建築工事業及びリフォーム工事の設計、施工、管理、請負及びコンサルティング
- 11) 土木工事業
- 12) 契約業務システムの企画・開発・販売及びライセンス
- 13) 業務プロセス・管理に関するコンサルティング
- 14) 営業代行業務
- 15) 経営及び営業のコンサルティング業
- 16) コールセンターの運営及び管理並びにそれらの受託
- 17) 電話、ファックス及びインターネット等による応対代行業務
- 18) 電子商取引業
- 19) 通信販売業
- 20) 古物営業法による古物商
- 21) 各種貿易業、売買業、売買の代理業、問屋業及び仲介業
- 22) 総合レンタル業及び総合リース業並びにその斡旋に関する業務

- 23) イベントの企画、運営事業
- 24) アニメーション、映像、音声等のウェブコンテンツ及びデジタルコンテンツの企画、制作、販売及び配信
- 25) 書籍、雑誌その他の出版物及び情報コンテンツの企画、制作、出版、販売及び放送事業
- 26) 介護、医療、健康、教育、障害福祉、生活支援等に関するサービスの提供
- 27) 旅行業、旅行業者代理業並びに旅行及びレジャーに関する情報提供サービス
- 28) 食料品、飲料、日用品、服飾品、雑貨、機械・器具、電気製品、医薬品、医療機器、医療消耗品、介護用品等の製造、輸出入、買取、卸売及び販売並びにこれらの仲介
- 29) 集金代行業
- 30) 貸金業及びクレジットカード業
- 31) 割賦販売法による前払式特定取引業及び個別信用購入斡旋業、包括信用購入斡旋業
- 32) 資金移動業及び前払式支払手段の発行業務
- 33) 電子決済システムの企画、開発、運用、管理及び保守並びにそれらの代行
- 34) 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務
- 35) 一般貨物自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、運送取次事業及び倉庫業
- 36) 有価証券の保有、売買並びにその他の投資事業
- 37) M&A に関する仲介、斡旋及びアドバイザリー業務
- 38) 前各号に関するコンサルティング業務
- 39) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1) 取締役会
- 2) 監査役
- 3) 監査役会
- 4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由に

よって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、76,800,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては、これを取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公

告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部

について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は7名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を

開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第30条 当会社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任)

第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第35条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印又は電子署名する。

(監査役の報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第 37 条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
2. 当会社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

- 第 38 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任免除)

- 第 40 条 当会社は、会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 7 章 計算

(事業年度)

- 第 41 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

- 第 42 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、

法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附則

第1条 第1条（商号）および第2条（目的）の変更については、2024年6月27日開催予定の第19期定時株主総会に付議される「新設分割計画承認の件」が原案どおり承認可決されること、および上記新設分割計画に基づく新設分割の効力が発生することを条件として、当該新設分割の効力発生日に効力が発生するものとする。

第2条 本附則は、前条に定める新設分割の効力発生日の経過をもって削除する。

平成17年11月14日	制定
平成17年11月30日	改定
平成18年5月31日	改定
平成18年11月1日	改定
平成19年2月26日	改定
平成19年6月26日	改定
平成19年7月13日	改定
平成20年6月17日	改定
平成20年6月19日	改定
平成21年3月30日	改定
平成21年6月25日	改定
平成21年8月28日	改定
平成22年4月27日	改定
平成25年2月23日	改定
平成25年6月27日	改定
平成25年9月12日	改定
平成27年6月25日	改定
平成28年6月27日	改定
平成28年9月15日	改定
平成29年1月26日	改定
平成29年10月1日	改定

平成 30 年 7 月 28 日	改定
令和 2 年 6 月 29 日	改定
令和 4 年 6 月 29 日	改定
令和 5 年 6 月 29 日	改定
令和 6 年 6 月 27 日	改定

以上